

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の高齢者部分休業に関する規則（規則七 六）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊦」を削る。

様式第二号中「㊦㊧」を「㊦㊨」に改める。

様式第三号中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の高齢者部分休業に関する規則の様式に相当する改正前の職員の高齢者部分休業に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。